

はじめに

平成3年2月、建設省（現・国土交通省）において「建設産業における生産システム合理化指針」が策定され、総合工事業者と専門工事業者の間に合理的な分業関係を確立し、効率的な建設生産システムを形成していくため、両者の役割と責任及びこれに対応した建設生産システムの在り方が示されるとともに、同指針の内容を具体化するための基準・ルールづくり等を推進するため、総合工事業者と専門工事業者が対等な立場に立って協議する場を設ける必要性が指摘されました。

これを受け、平成3年8月に建設業者団体の自主的協議機関として、総合工事業者及び専門工事業者からなる「建設生産システム合理化推進協議会」が発足し、契約の適正化に関しては、これまで「総合工事業者・専門工事業者間における契約締結に至るまでの適正な手順等に関する指針」（平成5年3月）、「総合工事業者・専門工事業者間における条件変更時の適正な手順等について（見積条件と実際の施工条件が異なっていた場合の適正な対応）」（平成6年3月）について申合せを行ってまいりました。

また、平成13年度から協議会の検討テーマの一つとして、契約適正化に関し、その推進方策について検討を行い、「総合工事業者・専門工事業者間における工事見積条件の明確化について－「施工条件・範囲リスト」（標準モデル）の作成－」に関し、その内容の普及・促進の申合せを行っております。

本冊子は、「総合工事業者・専門工事業者間における工事見積条件の明確化について」及びその関係資料を掲載したものであり、建設生産システムの合理化に向け、本申合せの周知等が図られることを切望するものです。